

10 農林水産省(構造改革特区21次 再々検討要請).xls

| 管理コード | 要望事項(事項名) | 該当法令等 | 制度の現状 | 求める措置の具体的内容 | 具体的事業の実施内容・提案理由 | 措置の分類 | 措置の内容 | 各府庁からの提案に対する回答 | 再検討要請 | 提案主体からの意見 | 「措置」の分類の見直し | 「措置」の内容の見直し | 各府庁からの再検討要請に対する回答 | 再々検討要請 | 提案主体からの再意見 | プロジェクト名 | 提案事項管理番号 | 提案主体名 | 都道府県 | 制度の所管・関係省庁 |
|--------|-------------------------|----------------------------------|--|---|---|-------|-------|--|--------------------------|---|-------------|-------------|--|--------|------------|---------|---------------------------------|-------------|------|------------|
| 100060 | カブトムシ飼育の継続に資する農地転用の規制緩和 | 農地法第4条 農地法施行令第11条 | 農地を農地以外のものにする場合又は農地を農地以外のものにするために所有権等の権利設定・移転を行う場合には、都道府県知事の許可(4ha超の場合は農林水産大臣の許可)が必要。 | カブトムシの飼育を継続させ、青少年健全育成や都市と農村の交流を推進するためにも、農産再建費の確保を目的とした第1種農地における分譲住宅申請(農地転用)を認めてほしい。 | 家畜排遺物を利用した昆虫飼育事業の特例(久留米カブトムシ特区)を活用して、環境影響に配慮しながら埋肥を使った昆虫飼育を可能とすることにより、カブトムシの無償配布を継続し、児童の自然への関心の醸成、地域が一体となった青少年健全育成、カブトムシを運じた都市と農村の交流を促進してきたが、夏の発生、カブトムシの飼育や運送に多額の資金を要したため、本来である酪農業者が休業に追い込まれてしまった。そのため、特区を活用したカブトムシの飼育もストップしてしまっている。カブトムシの飼育を再開させるには、まず酪農業者再建費を確保しなければならない。そのためには資金を集める必要がある。そこで、先代から継いだ農地の一部に対し分譲住宅地転用申請を行い、その売却をもって資金を確保することを検討したが、当該農地が第1種農地であり、また隣接地が農業集落地域であることも理由に、当該申請が出来ない状況にある。全国には、カブトムシを楽しみに持っている子どもたちがたくさんいること、久留米カブトムシ特区の継続は、全国の子どものための健全育成、都市と農村との交流促進も図られ、地域の活性化に繋がると、酪農業者を支援し、カブトムシの飼育も再開させ、全国の子どものために夢と希望を与えるためにも、優良農地の分譲住宅地転用を認めてほしい。 | D | III | 農地転用許可の基準は、農地の農業上の利用と農業以外の土地利用との調整を図りつつ、優良農地を確保するとともに、住宅、工場等の無秩序な立地による農業環境の悪化を防止して農業上の土地利用が合理的に行われるようにするための必要最低限のものである。ポテンシャルにより昆虫の幼虫を飼育し、学校等へ無償配布しているという提案者の活動は大変貴重であるが、御提案のように、資金を集めることを目的とした第1種農地における分譲住宅の転用を認めることは、農地転用許可制度の趣旨に反すると考えられる。なお、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に隣接して設置されるものであれば、第1種農地において農地転用の許可がされる場合があるため、市町村及び農業委員会に御相談いただきたい。 | 右提案主体からの意見を踏まえ、再度回答願いたい。 | カブトムシの飼育を継続させ、青少年健全育成や都市と農村の交流を推進するためにも、酪農再建費の確保を目的とした第1種農地における住宅地として農地転用を認めてほしい。住宅地として売れるまで自己で転用しておいて売りやすい条件を整えたい。 | D | III | 農地転用許可制度上、具体的な転用目的を有しない設備目的や資産保有目的での農地の取得を妨ぐために事業実施の確実性等を審査することとしており、宅地造成のみを目的とする農地転用については、事業実施後の施設の用に供されることが強要と認められるもののみを認めている。青少年健全育成や都市と農村の交流を推進するという提案者の活動の趣旨は理解するものの、買い手が現れやすいように土地の条件整備のみを目的とする農地転用を認めることは、上記の農地転用許可制度の趣旨に反すると考えられる。なお、前回は「具体的な開発計画をもって市町村及び農業委員会に御相談いただきたい」との回答をいただきましたが、諸般の事情により具体的な開発計画が立てられない状況です。このため、具体的な開発計画がない場合であっても、カブトムシの飼育を継続させ、青少年健全育成や都市と農村の交流を推進するためにも、酪農再建費の確保を目的とした第1種農地における住宅地として農地転用を認めてほしい。宅地として売れるまで自己で転用しておいて売りやすい条件を整えたい。 | | | | 1 0 3 6 0 1 0 | 久留米自然かぶと虫牧場 | 福岡県 | 農林水産省 |
| 100070 | メガソーラー発電に関する農地転用の緩和 | 農地法施行令第10条第1項第2号水 農地法施行規則第37条 | 農地を農地以外のものにする場合又は農地を農地以外のものにするために所有権等の権利設定・移転を行う場合には、都道府県知事の許可(4ha超の場合は農林水産大臣の許可)が必要。土地収用法第3条の該当する公益性が高いと認められる事業に供する場合は、不許可の例外として第1種農地でも転用許可が可能。 | 送電線直下または、送電線近接の農地について、事業化が可能な農地については、10haを超える第1種農地であっても農地転用を可能とする。 | 再生可能エネルギーを利用した発電事業を公共的事業に位置付け、エネルギー源の分散と「自然エネルギーのまち」として、地域の活性化を目指す。 提案理由 本町においては、地域エネルギービジョンを平成23年3月に策定し、メガソーラー発電等の再生可能エネルギーを活用したまちづくりを目指すものとしている。メガソーラーは、1000kw(1万kw)の出力を得るために、約20haの用地を要する。また、事業化については、送電線に近接した土地が望まれている。この候補地に農地が存在する場合、10ha以上の規模の一定の農地の場合は、第1種農地となり、原則転用不許可であることから、事業化が大規模な事業化が可能となる一画の土地が存在しているが、今後の進捗は困難な状況である。この対応法として、農地法施行令第10条第1項第2号水には、公益性が高い事業であって農林水産省で定めるものは農地転用を了としている。これがリンクする施行規則第37条に、公益性が高い事業が掲げられているが、再生可能エネルギー事業は対象となっていない。このため、本規則に平成23年8月に成立した再生可能エネルギー買取法に上げられた資源を利用した発電事業を、公共性のある事業に加えることにより、本町における地域エネルギー源の整備を促進することができる。 代替措置 送電線直下または、送電線近接の土地でなければ採算性の問題から事業化は困難である。よって、対象となる農地が限定されることから、本提案が現実化した場合においても、町全体の農地面積に与える影響は少ないものと考えられる。 | D | III | 農地転用許可制度においては、優良農地の確保の必要性の観点から、転用事業等の公益性等も考慮して農地転用の可否を判断しているところである。また、農地転用許可基準上、土地収用法第37条、法令上あらかじめ農業上の土地利用と他の土地利用との調整が図られている場合等については、例外的に第1種農地においても農地転用許可を認めているところである。したがって、メガソーラー発電施設を設置する場合であっても、電気事業法の許可を受けた電力会社等一般電気事業者、卸売電気事業者又は特定電気事業者が行う事業は、一般への電気の供給義務を負い、土地収用法第37条に規定する公益性が高いと認められる事業(農地法施行規則第37条)として第1種農地に係る農地転用の不許可の例外として転用許可を受けることが可能である。 | | | | D | III | | | | 1 0 3 7 0 3 0 | 那須町 | 栃木県 | 農林水産省 |